



### 3. シール受払簿の備付け

交付を受けたシールは受払簿に記載し、出納を明らかにして保管してください。

### 4. 注 意 事 項

シールの管理、出納には十分留意し、過誤のないよう適正な運用を、  
お願い致します。

※ 運転免許証の更新手続きで、即日交付を受けた場合は延長シールを使用することはできません。

直ちに登録課で運転者証及び事業者乗務証の更新手続きをしてください。

問い合わせ

登 録 課	電話	3 6 4 8 - 5 5 6 1
	FAX	3 6 4 8 - 5 3 6 5